「山口県暴力団排除条例」の一部改正

令和8年12月1日施行

主な改正内容



1　暴力団事務所の開設・運営禁止区域を拡大！

2　青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止！

3　暴力団排除特別強化地域を指定！

暴力団に対する利益供与の規制を強化！

暴力団事務所の開設・運営禁止区域を拡大

◇　都市公園法に規定する**「都市公園」の敷地の周囲２００メートル区域内**で暴力団事務所を開設、運営することを禁止します。現行の保護対象施設（学校、児童福祉施設、図書館、博物館等）に加え、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園を追加し、違反した場合には**罰則**（１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金）を科します。

◇　都市計画法に規定する**「住居系用途地域」「商業系用途地域」「準工業系用途地域」**を暴力団事務所の**開設禁止区域**に指定します。違反した場合には**中止命令**を発出します。さらに、中止命令に違反した場合には**罰則**（１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金）を科します。

青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止



◇　正当な理由なく、**青少年（１８歳未満）**を**暴力団事務所に立ち入らせること**を禁止します。違反した場合には**中止命令**を発出します。さらに、中止命令に違反した場合には**罰則**（６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金）を科します。

山　口　県　警　察
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/

暴力団排除特別強化地域

※1 特定営業～暴力団排除特別強化地域内で営む風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業など
※2 特定営業者～特定営業を営む者

◇ 県内の歓楽街を **暴力団排除特別強化地域** に指定し、当該地域内で、特定営業(※1)に関して、

○ 特定営業者(※2)が暴力団員等に用心棒料等の利益を供与する行為、暴力団員等から用心棒役務の提供を受ける行為(事業者側)

○ 暴力団員等が特定営業者からの用心棒料等の利益供与を受ける行為、特定営業者に用心棒役務を提供する行為(暴力団員側)

を禁止します。

特定営業者には自首減免規定あり

違反した場合は「罰則」(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)
※特定営業者、暴力団員の双方に適用



暴力団排除特別強化地域

市	区　域
下関市	細江町１丁目、豊前田町１丁目、豊前田町２丁目、竹崎町１丁目、竹崎町２丁目及び竹崎町３丁目の区域
宇部市	新天町１丁目、新天町２丁目、松島町、相生町、中央町１丁目、中央町２丁目、中央町３丁目、新町、上町１丁目、上町２丁目及び西本町１丁目の区域
山口市	泉都町、熊野町、湯田温泉１丁目、湯田温泉２丁目、湯田温泉３丁目、湯田温泉４丁目及び葵1丁目の区域
防府市	緑町１丁目、天神１丁目、栄町１丁目、戎町１丁目、八王子１丁目及び車塚町の区域
岩国市	麻里布町２丁目、麻里布町３丁目、麻里布町６丁目及び麻里布町７丁目の区域
周南市	川端町１丁目、川端町２丁目、昭和通１丁目、昭和通２丁目、橋本町１丁目、橋本町２丁目、柳町、糀町１丁目、糀町２丁目、飯島町１丁目、飯島町２丁目、平和通１丁目、平和通２丁目、若宮町１丁目、若宮町２丁目、新町１丁目、新町２丁目、銀南街、銀座１丁目、銀座２丁目、みなみ銀座１丁目、みなみ銀座２丁目、御幸通１丁目、御幸通２丁目、有楽町、本町１丁目、栄町１丁目及び栄町２丁目の区域

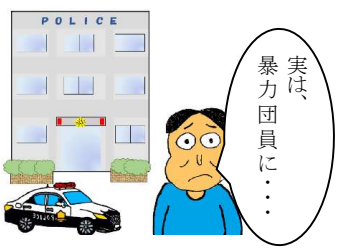
特定営業

営業の種類	営業形態を引用する法令	主な営業形態
風俗営業	風適法第2条第1項	キャバクラ、クラブ、パチンコ、ゲームセンター
性風俗関連特殊営業	風適法第2条第5項	ソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス、テレホンクラブ
特定遊興飲食店業	風適法第2条第11項	ナイトクラブ
接客業務受託営業	風適法第2条第13項	コンパニオン派遣業
飲食店営業	風適法第2条第13項第4号	居酒屋、一般飲食店
風俗案内所営業 *風俗情報営業*	—	有料案内所、無料案内所、風俗情報誌
客引き・スカウト	—	客引き、ビラ配り、スカウト

自首減免規定

暴力団排除特別強化地域内における禁止行為について、特定営業者が自首をした場合は、刑の『減軽』又は『免除』をすることができます。

特定営業者からの自発的な申告が期待されます。



お問い合わせは、山口県警察本部刑事部組織犯罪対策課　暴力団排除係 にご連絡ください。
代表電話 ☎ 083－933－0110（月～金曜日　午前8時30分から午後5時15分まで、祭日を除く）